

認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見
制度のあり方：

「JR東海列車事故第一審判決」がもたらすもの
(佐藤信一先生・田中克志先生退職記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-07-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮下, 修一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007885

論 説

認知症高齢者の列車事故と
不法行為責任・成年後見制度のあり方
—「JR東海列車事故第一審判決」がもたらすもの—

宮 下 修 一

- 一 本稿の目的と構成
 - 1 本稿の目的
 - 2 本稿の構成
- 二 認知症高齢者による鉄道事故と家族に対する損害賠償請求の増加
 - 1 認知症高齢者による列車事故の増加
 - 2 損害賠償請求への家族の対応
- 三 JR東海列車事故第一審判決の概要
 - 1 事案の概要
 - 2 判旨
- 四 JR東海列車事故第一審判決の法的問題点
 - 1 諸論
 - 2 介護への関わり方と遺族の責任のあり方
 - 3 Y_3 の「事実上の監督者」責任
 - 4 Y_3 による「事実上の成年後見」
 - 5 Y_1 の「通知義務」違反
 - 6 過失相殺
- 五 むすびにかえて
 - 1 JR東海列車事故第一審判決に対する疑問——まとめ
 - 2 現実社会との大きな「溝」の広がり——「24時間見守りなんて無理」

一 本稿の目的と構成

1 本稿の目的

わが国では、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）が年々上昇を続け、1970（昭和45）年には7%を超えて「高齢化社会」、1994（平成6）年には14%を超えて「高齢社会」、そして2007（平成19）年には21%を超えて、一般には「超高齢社会」と呼ばれる「本格的な高齢社会」に突入した¹。現在もなおその数値は上昇しており、2012（平成24）年には24.1%に達し、実に国民の4分の1が高齢者となっている²。

このような状況の中で、認知症を患う高齢者の数も増加の一途をたどっている。例えば、厚生労働科学研究費補助金・認知症対策総合研究事業の「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」と題する報告書によれば、2010（平成22）年段階での65歳以上の高齢者の認知症有病率の推定値は15%、認知症有病者数は約439万人であると推計されている（2012〔平成24〕年段階では、462万人に及ぶと推計されている）。また、将来的に認知症になる可能性がある軽度認知障害（MCI）の有病率の推定値は13%、MCI有病者数は約380万人と推計されている（2012〔平成24〕年段階では、400万人に及ぶと推計されている³）。この調査に関する新聞報道によれば、「65歳以上の4人に1人が認知症とその“予備軍”となる計算」であるという⁴。

¹ 内閣府編『平成20年版 高齢社会白書』（内閣府、2008年）2頁。

² 内閣府編『平成25年版 高齢社会白書』（内閣府、2013年）2～3頁。

³ 『厚生労働科学研究費補助金・認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成23年度～平成24年度 総合研究報告書（研究代表者・朝田隆）』（2013年）7～9頁。なお本報告書は、筑波大学付属病院精神神経科のホームページで閲覧可能である（http://www.tsukuba-psychiatry.com/wp-content/uploads/2013/06/H24Report_Part1.pdf〔2014年3月1日現在〕）。

⁴ 日本経済新聞平成25年6月2日付朝刊30面。

また、別の新聞では、2012（平成24）年には認知症高齢者数が約550万人、MC I の高齢者が約310万人と推計されるという推計が報じられている⁵。

このほか、2012（平成24）年に厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室が公表した「『認知症高齢者の日常生活自立度』Ⅱ以上の高齢者数について」によれば、介護保険制度を利用している認知症の高齢者数は、平成22（2010）年度には280万人と推計され、2015（平成27）年度には345万人、2020（平成32）年度には410万人と増加する見込みであるとされている⁶。

以上のように、「超高齢社会」がより一層進行する中で、まさにその「超高齢社会」に突入した2007年に発生したのが、「JR東海列車事故」である。この事故は、91歳の認知症の男性がJR東海の管理する線路内に立ち入って列車にひかれて死亡したというものである。その後、2010（平成22）年になって、JR東海が男性の遺族に対し、その事故処理により発生した費用に関して不法行為責任に基づく損害賠償を求めて訴訟を提起したところ、2013（平成25）年8月9日に名古屋地裁で下された第一審判決において遺族に約720万円の損害賠償を命ずる判決が下された（以下では、この判決を「JR東海列車事故第一審判決」という〔文脈によって明らかに同判決を指す場合には、「本判決」と表現する場合もある〕⁷）。

⁵ 読売新聞平成25年12月11日付夕刊1面。なお、この統計は、九州大学大学院医学研究院が50年以上にわたって福岡県久山町で実施している疫学調査の一環として調査されたものである（現在は清原裕教授が主宰）。認知症に関する調査は、1985年からほぼ7年ごとに行われている。調査の状況については、九州大学大学院医学研究院環境医学分野・久山研究室のホームページを参照（アドレス：<http://www.envmed.med.kyushu-u.ac.jp/>〔2014年3月1日現在〕）。

⁶ 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室「『認知症高齢者の日常生活自立度』Ⅱ以上の高齢者数について」（2012年8月24日公表）（アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iaui1-att/2r9852000002iavi.pdf>〔2014年3月1日現在〕）。

⁷ 名古屋地判平成25年8月9日判時2202号68頁（平成22年（ワ）第819号）。

本判決は、当初はあまり報道されなかったものの、認知症の男性を介護していた長男について成年後見人と同視しうる事実上の監督者であるにもかかわらず「目を離さずに見守ることを怠った過失」があったという厳しい判断を下したこともあって、次第に地元紙等を中心に大きな報道がなされるようになり⁸、社会問題化することになった。

法律の面からみても、本判決で展開された不法行為責任に関する論理構成やその結論の妥当性には、後述するようにいくつかの疑問が存在する。そこで本稿では、まずこの「JR東海列車事故第一審判決」について、そこで展開された論理構成について民法学の立場から検証するとともに、判決を取り巻く状況をふまえて同判決の導いた結論の妥当性を検討することにしたい。また、その検討を前提として、同判決が不法行為責任や成年後見制度のあり方に与える影響についても考察することにしよう。

2. 本稿の構成

本稿では、まず二において認知症高齢者の立ち入りによる列車事故の増加とそれを理由とする遺族に対する損害賠償請求訴訟の増加の現状について紹介する。

続いて三において「JR東海列車事故第一審判決」の概要について紹介するとともに、四においてその論理や結論をめぐる法的な問題点について検証する。そのうえで、最後の五では、本判決が今後の介護や成年後見の現場等に与える社会的影響についても考えてみることにしたい。

⁸ 例えば、中日新聞2013年8月29日付朝刊23面。

二 認知症高齢者による鉄道事故と家族に対する損害賠償請求の増加

1 認知症高齢者による列車事故の増加

一で述べたように、認知症を患った高齢者の数が増加するのに比例して、これらの高齢者が事故に巻き込まれるケースも増えてきている。

ある新聞報道によれば、認知症またはその疑いのある者の鉄道事故は、2005（平成17）年から2012（平成24）年にかけての8年間で149件発生しており、それによって115名が死亡している。その中で、鉄道会社が事故によって生じた営業上の損害について遺族に対して損害賠償請求をしたケースも増加してきている。例えば、同報道で把握された10件の事故のうち、損害賠償の請求をしなかったものが5件存在するが、逆にしたのも5件存在する（【表】を参照）。具体的な損害の内容は、事故処理にあたった社員の時間外賃金あるいは振替輸送費などである⁹。

これから検討する「JR東海列車事故第一審判決」は、この種の事案で最初に公表された裁判例であるばかりではなく、他の事件にくらべると損害賠償の請求額が多いうえにそれが全額認容されたという点からも非常に注目される。

⁹ 以上の記述については、毎日新聞平成26年1月12日付朝刊1面による。

【表】 認知症の人の事故と鉄道会社の対応例

< J R >

事故年月	鉄道会社	遺族への請求額	運休本数	影響人員
2007年12月	J R 東海	720万円	34本	2万7,400人
2009年5月	J R 九州	請求なし	6本	1,200人
2010年9月	J R東日本	請求なし	8本	1,900人
2011年1月	J R西日本	請求なし	30本	1万7,000人
2011年7月	J R北海道	請求なし	37本	1万500人

< その他 >

事故年月	鉄道会社	遺族への請求額	運休本数	影響人員
2005年12月	名 鉄	80万円	12本	5,000人
2009年11月	南 海	請求なし	34本	9万3,000人
2011年6月	東 武	16万円	6本	3,900人
2012年3月	東 武	137万円	52本	2万1,000人
2013年1月	近 鉄	80万円	33本	1万5,000人

※いずれも遺族や関係者への取材による。請求額と影響人員は概数。

J R東海の事故は、同社が遺族に賠償を求めて提訴し係争中。

（上記の表は、毎日新聞平成26年1月12日付朝刊1面に掲載された表の体裁を修正したものである。）

2 損害賠償請求への家族の対応

1でとりあげたのと同じ新聞に掲載された記事によると¹⁰、本稿でとりあげるJR東海の列車事故以外の4件の事件では、いずれも遺族が損害賠償金を支払っている（ただし、うち2件は双方の協議で減額されている）。

例えば記事の中では、2012（平成24）年3月6日に東武東上線で認知症の女性（75歳）がはねられて死亡したが、その2カ月後、東武鉄道から137万円余の損害賠償を求める連絡があったというケースが紹介されている。この事案では、間に入った弁護士が尽力した結果、最終的には鉄道会社が事故処理の人件費など自社分の請求を放棄し、遺族が代替輸送分の63万円余を支払うことで和解が成立したとのことである。

損害賠償金を支払った他の3件の事案については、新聞報道からは最終的に和解で処理したのか否かは判然としないものの、おそらく和解が成立しているのではないかと推測される。その意味でも、最後まで鉄道会社と遺族が争った「JR東海列車事故第一審判決」のケースは、異例の展開をたどってきたということもできるであろう。

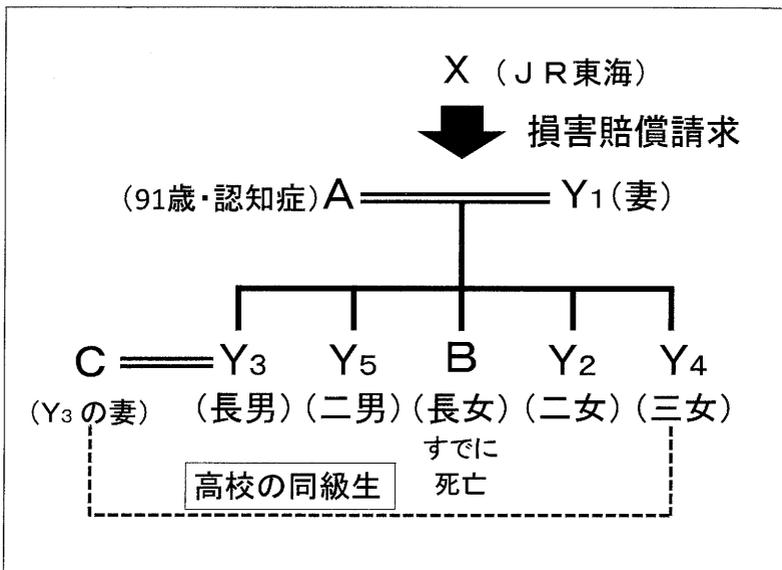
3 JR東海列車事故第一審判決の概要

それでは、社会的にも注目を集めているJR東海列車事故第一審判決は、どのような事件であったのだろうか。事案も判決理由も複雑なため、やや長くなるがそれらを順に説明することにした。

¹⁰ 毎日新聞平成26年1月12日付朝刊1面および25面。

1 事案の概要

【図】事案の概要(人物関係)



本判決の事案は、以下の通りである(登場人物の関係については【図】を参照)。解説の便宜に供するため、それぞれの時間ごとに丸数字を付したうえで、重要な事実については下線を付すことにしたい。

- ①かつて不動産会社を営んでいたAは、妻のY₁との間に、長女B・次女Y₂・長男Y₃・三女Y₄・次男Y₅の5名の子どもを設けたが、いずれも独立したため、1982(昭和57)年以降は、自宅のある愛知県でY₁と2人で暮らしていた。
- ②2000(平成12)年に、84歳になったAは認知症を発症した。
- ③2002(平成14)年3月に、Y₁・Y₃・Y₄の3名の子とY₃の妻Cは、Aの介護について話し合いを行った(判決では、これを「家族会議I」と称する)。なお、Cは、Y₄の同級生である。話し合いの結果、当時80歳のY₁が1人で介護するのは困難なことから、ホームヘルパーの

研修を受けて介護施設に勤めるY₄の意見もふまえ、C（自らも困難な病を抱える）が単身でA・Y₁宅の近くに転居して介護することに決定した。なお、5人の子のうち、Y₂は、愛知県内の別の市に居住しており、A・Y₁と月に1回食事会をすることはあったが、介護には関与せず、上記の会議には参加していなかった。また、Y₅は、上記の会議開催時には関東地方、後述する事故時にはドイツにそれぞれ在住していたこともあり、やはり介護には関与せず、会議にも参加していなかった。

- ④2002（平成14）年8月に、Aは「要介護1」に認定された。また、同年の8月から9月にかけて腕の骨折が原因となった慢性心不全の悪化により入院したが、その結果、認知症の悪化をうかがわせる症状がみられるようになった。結局、9月に退院したが、月1回病院へ通院するとともに、週6回介護施設に通所するようになった。その後、12月になって、Aは「要介護2」に変更されることになった。2003（平成15）年に入ると、Aには人物の見当識障害が現れるとともに、外出をしたがるようになった。2005（平成17）年8月に入って以降、Aは1人で外出し、徘徊して行方不明となり、保護されることもあった。
- ⑤2003（平成15）年12月に、Cはホームヘルパー2級の資格を取得した。また、翌2004（平成16）年3月には、Y₄が介護福祉士の資格を取得し、週2回程度、Aの介護を行うようになった。
- ⑥さらに、Y₁も麻痺拘縮などがみられ、またときおりひどい物忘れをすることもあって、2006（平成18）年1月には、今度はY₁が「要介護1」に認定された。
- ⑦その後も、Aは徘徊を繰り返した。AとY₁の居住する建物は、自宅とかつてAが経営していた不動産会社の事務所がつながっており、入口は自宅と事務所に2カ所存在する。その後、Y₃は、自宅の玄関にセンサーを設置するとともに、Aが外出しないように、建物と門扉の

隙間を波トタンでふさいだり、門扉に施錠したりしたが、門扉を激しく揺すったり、足をかけて乗り越えようとしたりして危険なので施錠はとりやめた。もっとも、事務所側の出入口は、日中は開放されており、かつ、以前から設置されていた来客用のセンサーの電源が切られていたため、Aが事務所の出入口から出入りすることもしばしばみられた。

⑨2007(平成19)年2月に、Aは「要介護4」に認定されるとともに、「認知症高齢者自立度Ⅳ」と判定された。後者の判定は、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする、常に目を離すことができない状態の場合に行われる。これを受けて、 $Y_3 \cdot Y_4 \cdot C$ の3名でAの介護に関する話し合いがもたれた(判決では、これを「家族会議Ⅱ」と称する)。この話し合いでは、Bを特養(特別養護老人ホーム)に入所させることも検討された。しかしながら、「特養に入ればAの混乱はさらに悪化する。Aは、家族の見守りのもとの、自宅ですごす能力を十分に保持している。特養は入居希望者が非常に多いため、入居までに少なくとも2~3年はかかる」という Y_4 の意見をふまえて、Aを引き続き在宅で介護することに決定した。もっとも、 Y_3 らは、ホームヘルパーの依頼を検討することなどは特にしなかった。

⑩2007(平成19)年12月7日の16時半ころ、Aは介護施設から送迎車で帰宅した。その後、事務所でCや Y_1 と休憩したが、17時くらいまでの間に、Cが自宅玄関先でAが排尿したダンボールを片付け、 Y_1 がまどろんでいる隙に、Aは外出した。Cと Y_1 は、自宅の周囲を探すが、最寄りの甲駅まではAを探しに行かなかった。その後、Aは、甲駅の隣の乙駅で、X(JR東海)の運行する列車にはねられて死亡した。

⑪2008(平成20)年5月になって、Xは、Aの遺族に宛てて損害の処理について話したい旨の書簡を送付した。その後、同年6月にAの遺族

の弁護士からXに宛てて、Aが事理弁識能力を欠いていた旨の返書と意思伝達能力を欠く旨の医師の診断書が送付された。

⑩2008（平成20）年10月に、Aの相続人の間で遺産分割協議が成立した。遺産は、不動産を除く金融資産の額面だけで5,000万円を超えるものであり、Y₁はもっぱら不動産を、Y₃は主として不動産を、Y₅はもっぱら金融資産を、Y₂とY₄は金融資産と不動産をそれぞれ取得することになった。

⑪事故から3年近くを経過した2010（平成22）年になって、Xは、Y₁～Y₅の5名を次の2つの理由で提訴した。

[1] Y₁らが事実上の監督者にあたることを理由とする**民法714条（責任無能力者の監督者責任）**または**709条（一般不法行為責任）**に基づく損害賠償請求（以下、判例を引用する場合を除き、特に断りのない限り、条数のみを示している場合には民法の条文を指す）

[2] Aに発生した709条に基づく損害賠償請求権をY₁らが相続したことを理由とした損害賠償請求

2 判旨

本判決の判旨は多岐にわたるが、いずれも重要な判断を含んでいるので、若干の解説を加えつつ、項目ごとに紹介していくこととしよう。

(1) Aに発生した709条に基づく損害賠償請求権をY₁らが相続したことを理由とした損害賠償請求（1⑩の請求 [2] に関連） = **否定**

本判決では、Aは、事故当時、鉄道の線路内に立ち入ることが「法律上違法なものとして非難され法的責任を負わされ得るものであることを弁識する能力を有していなかった」として、Aの責任能力が否定された。そのため、A本人は不法行為責任を負わないため、それをY₁らが相続

することもないとして、Aの主張を排斥した。

(2) 事実上の監督者責任（714条2項準用／1⑫の請求〔1〕に関連）

= Y₃は肯定

(1)で述べたように、A本人の不法行為責任は否定されたが、それとは別に、Y₁らが本人とは別に独自に負う義務に違反したことを理由とする不法行為責任の可否が問題となりうる。本判決では、まず中心的に介護を行っていたY₃について、「714条2項」の代理監督者の規定を準用して事実上の監督者責任を課すという判示をした。以下では、そのような判示がなされるにいたった論理の展開を確認しておこう。

(i) 家族会議によるAの状態の把握とY₃による介護方針の決定

まず本判決は、Aには、事故当時、責任能力はなかったが、その基礎となった「諸事実に係る情報は、……家族会議Ⅰが行われた平成14年3月頃以降は、Aと同居していたY₁や毎日の介護に当たるようになったCにとどまらず、Y₃及びY₄においても基本的に共有していた」と指摘する。

そのうえで、この家族会議Ⅰ・Ⅱの内容やY₃の供述をふまえると、「家族会議Ⅰ及びⅡは、Y₃が主催して行われ、Y₄の意見を専門的立場からのも物として尊重しつつも、Y₃において最終的に方針を決断し決定したものであったとみることができる」という。

このように、中心的に介護を行ってきたY₃は、Aの状態を把握したうえで、その介護方針について自らが決断していたということを強調する。

(ii) 「事実上の成年後見」の存在

続いて本判決は、Aは成年後見制度に関する手続は受けていないもの

の、Y₃がAの「事実上の成年後見」を行い、財産管理をしていたと指摘する。実際に、Aが自宅以外に「不動産と多額の金融資産を有しており、「その中には、コンビニエンスストアのフランチャイザーに賃貸している土地や、平成15年にY₃及びY₁の共有名義の建物が建築された敷地」も存在する。「しかしながら、認知症の症状が進行していたAに委任や同意をするための意思能力があったとは認め難いから、これらのA名義の財産や収入をY₁らにおいて適切に管理するためには、本来は成年後見の手続が執られてしかるべきであったといえるが、本件においては、成年後見の申立てがされることがないまま、実質的にはその手続が執られていると同様にAの財産が管理されていたものとみざるを得ない。」

さらに、上述の状況をふまえれば、「Aの重要な財産の処分や方針の決定等をする地位・立場は、Aの認知症発症後はA本人から長男であるY₃に事実上引き継がれたものと考えることになる」という。

(iii) 「事実上の監督者」論

上記の(i)・(ii)の状況をふまえて、本判決では、Y₃が責任無能力者の監督者責任を定めた714条1項にいう監督者と同視しうる「**事実上の監督者**」であったことを強調する。

「本件事故当時のY₃は、社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と同視し得るAの事実上の監督者であったと認めることができ、これら法定監督義務者や代理監督者に準ずべき者としてBを監督する義務を負い、その義務を怠らなかつたこと又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことが認められない限り、その責任を免れないと解するのが相当である。」

その一方で、Y₃以外の子やY₁は、「いずれも上記のようなAの事実上の監督者であったと認めることはできないから、同条に基づく責任を負わせることはできない」と判示する。

(iv) Y_3 の免責可能性

仮に、「事実上の監督者」という形で714条1項が適用される可能性がある場合であっても、同項ただし書に基づき、監督(義務)者が「その義務を怠らなかったとき」または「その義務を怠らなくても損害が生ずべきであったとき」は免責される。本判決の事情のもとで問題となるのは、 Y_1 らが監督義務を怠らなかったといえるか否かである。

ここで本判決は、(a)事故の予見可能性と(b)事故を避けるための適切な介護の実現可能性の有無を検討している。(b)については一種の結果回避義務違反ということができよう。その意味では、監督義務違反の有無は、通常の過失(=行為義務違反)の有無の判断と同様の形で行われていると考えられる。

(a) 予見可能性

まず、この(a)予見可能性については、次のように述べて具体的な予見までは不要とする。

「そもそも過失が認められる前提となる予見可能性は、諸般の事情を考慮して、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険を具体的に予見することが可能であれば足り、線路内に立ち入って電車にひかれるという具体的な本件事故の態様そのものについて予見することができなかったとしても、直ちに責任を免れることにはならないというべきである」。逆に、「 Y_3 としては、本件各徘徊後に玄関センサーを設置したとしても、その他は単にC及び Y_1 にAの様子を見守らせておくというだけでは、常に目を離すことができない状態とされているAがC及び Y_1 の目を離れた間に自宅から外出して徘徊し、その結果、A自身の生命や身体の危険はもとより、Aが本件事故のように線路内に侵入したり、他人の敷地内に侵入したり、公道上に飛び出して交通事故を惹起したりなどして、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険性を具体的に予見することは

可能であったというべきである。」

(b) 適切な介護の実現可能性

次に、(b)適切な介護の実現可能性については、本判決ではそのような文言は直截には用いられていないが、Aが誰も知らない間に外出することを防止するための適切な介護が実現できていたか否かが検討されている。ここでは、Aの経済的な事情も考慮すると、在宅介護の態勢を強化する可能性があったということを理由として、次のような形で否定する。

「Y₃としては、なお在宅介護を続けるのであれば、A宅の近くに住み、介護保険福祉士として登録されていたY₄にA宅を訪問する頻度を増やすよう依頼したり、民間のホームヘルパーを依頼したりするなど、Aを在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にとることも考えられたのに、そのような措置も何ら講じられていない。そして、Y₁らがAから多額の相続を受けていること……からも明らかとなり、本件事故当時におけるAの経済状態は、民間の介護施設やホームヘルパーを利用するなどしても十分に余裕があったものであり、経済面での支障は全くうかがわれない。」

(v) 結論

以上の点を考慮して、本判決は次のように結論づける。

「Y₃がAを監督する義務を怠らなかったと認めることはできないし、Y₃が同義務を怠らなくても損害が生ずべきであったと認めることもできないから、Y₃は、その他原告が主張する注意義務違反について判断するまでもなく、民法714条2項の準用により、本件事故によるXの損害を賠償する責任があるというべきである。」

(3) 一般不法行為責任(709条/1⑫の請求[1]に関連) = Y₁は肯定

(2)で述べた「事実上の監督者責任」が成立しない場合であっても、709条にいう一般の不法行為責任の成否が問題となる(X側からは、むしろ714条よりも先に709条に基づく責任の有無が主張されている)。本判決では、714条2項に基づく責任が認められたY₃以外の家族、すなわち妻のY₁と子のY₂・Y₄・Y₅について、709条に基づく責任の有無が検討されており、そのうちY₁については責任が肯定された。いずれの者についても、709条の要件のうち、過失——より具体的にいえば、Aの他害行為を防止する注意義務——の有無が問題となっている(他の権利・利益侵害、損害の発生および因果関係の有無については、特に論じられていない)。以下では、それぞれの者に対する判示内容について検討することとしよう。

(i) Y₁の一般不法行為責任 = 肯定

まず、本判決は、妻であるY₁について、Aの他害行為を防止する注意義務を怠った過失があるとして、709条に基づく責任を肯定した。ここで本判決は、(a)事故の予見可能性と(b)「徘徊防止義務」・「通知義務」ともいうべき義務の違反の有無を検討している。(b)については一種の結果回避義務違反ということができよう。その意味では、不法行為の枠組みの中で通常行われる過失(=行為義務違反)の有無の判断がなされているといえるが、714条ただし書のY₃に関する監督義務違反の判断とパラレルになっているということもできるであろう。

(a) 予見可能性

本判決は、この①の予見可能性について、Y₁はAの徘徊とそれによる事故の惹起(さらにそれに伴う権利侵害)を予見することができたと

して、次の通り判示している。

「Y₁においては、日中の本件事務所などの外部に開放されている場所にAと二人だけにいるときに自分がAから目を離せば、Aが独りで外出して徘徊し、本件事故のように線路内に侵入したり、他人の敷地内に侵入したり、公道上に飛び出して交通事故を惹起したりなどして、第三者の権利を侵害する可能性があることを予見し得たといえる。」

(b) 「徘徊防止義務」違反・「通知義務」違反

本判決ではさらに、(a)の存在を前提として、Y₁に対して、いわばAに関する(b)「徘徊防止義務」あるいは「(Cに対する)通知義務」があるとしたうえで、それをいずれも怠ったとしてその違反が肯定されている。

① 「徘徊防止義務」

まず、本判決は次のように述べて、Y₁にはAの動静を注視して徘徊を防止する義務、いわば「徘徊防止義務」があるとしたうえで、事故当日にまどろんで目を離したことによりそれを怠った過失があるという。

「Y₁には、少なくともA宅の外部に開放されている場所にAと二人だけにいるという場面においては、Aの動静を注視した上、Aが独りで外出して徘徊しそうになったときは、自らにおいてこれを制止するか又はAに付き添って外出するなどの対応をするか、仮にそれが困難であれば、CらにAの状況を速やかに伝えて上記のような対応をすることを求めるなどの、Aが独りで徘徊することを防止するための適切な行動をとるべき不法行為法上の注意義務が存したというべきである。」

「それにもかかわらず、……Y₁は、本件事故当日、AがEから帰宅した後で事務所出入口に施錠等がされる前の時間帯において、Cが自宅玄関先で段ボール箱を片付けていて、本件事務所内において自己とAとの二人だけになっていた際に、まどろんで目をつむり、Aから目を離して

いたのであるから、上記注意義務を怠った過失があるといわざるを得ない。」

② 通知義務違反

これに対して、 Y_1 は、事故当時は85歳の高齢で自らも要介護1の認定を受けていたことからAの行動を静止することは不可能であり、かつ、最大でも6～7分程度Aの行動から目を離れたことをもって過失ということではできないと主張した。しかしながら、本判決は次のように述べて、 Y_1 は、少なくともAの状況をCに伝えることができたとして、いわば「通知義務」違反が存在したと判示する。

「そもそも本件におけるAの介護体制は、介護者が常にAから目を離さないことが前提となっていたものである……から、AがD（介護施設—筆者注）から帰宅した後事務所出入口が施錠されるまでの間で、かつ、Cが本件事務所内にいないにもかかわらず、 Y_1 がAから目を離れたことはその前提に反するものであったといわざるを得ないし、…… Y_1 は、Aに外出願望が生じた際にCがその場にはいないときは、Cにその旨伝えていたのであるから、仮に Y_1 自身においてAの外出・徘徊を制止できないとしても、Aが外出・徘徊しようとしていることをCに伝えることは容易にできたと考えられるのであり、それを怠った以上、 Y_1 には過失があるといえるから、上記主張も採用できない。」

(ii) Y_4 の一般不法行為責任 = 否定

続いて、 Y_3 やCとともにAの介護に深く関わった Y_4 の不法行為責任の有無が論じられている。本判決は、(a)実際の介護にあたる Y_4 の役割は大きく、その対応が結果として適切性は欠いていたものの、(b) Y_4 は介護体制を決定する Y_3 への情報提供と助言をしていたにとどまり、自らは介護体制を決定する立場になかったことから、そもそもAの他害行

為に関する注意義務が存在しないとして、その責任を否定している。以下、該当する判示部分を引用しておくことにしよう。

(a) 介護におけるY₄の役割の重要性および対応の適切性の欠如

「Y₄は、Bの三女でありかつ介護の現場や実務に精通している者として、家族会議Ⅰに参加して今後のAの介護についてY₃、C及びY₁と話し合い、さらに、介護保険制度を利用することやAをF病院のG医師に受診させることを助言し、Aの認知症が悪化し、要介護4の認定を受けた後に行われた家族会議Ⅱにおいては、Aを特養に入所させるか在宅介護を続けるかについての意見を述べるなどしており、Aの介護のあり方を取り決めるに当たって重要な役割を果たしていたことが認められる。」

「そして、……Y₄は、介護に職業として携わっている者として、認知症患者が徘徊して行方不明となる事例が多いことを認識し、徘徊中に交通事故等の事故に遭った事例も何件か見聞きしていたこと、家族会議ⅡにおいてAを特養に入所させるかが話題に上った際には、特養の問題点を指摘して在宅介護を勧めながら、自己がAの介護により深く関与することも、民間のホームヘルパーを依頼するなどしてAを在宅で介護していく上で支障がないような具体的な改善策を助言することもなかったこと、また、AがDから帰宅してから後も事務所出入口の事務所センサーに電源が入れられていないことを認識していたのに、少なくとも上記時間帯には電源を入れる等の徘徊防止策を講じておくべきと助言することもなかったことなどが認められるところ、仮にこれらの点でY₄の対応が異なっていれば、Y₃においても介護の専門家たるY₄の助言に従うなどした結果、本件事故の発生を防止し得たのではないかと考えられるところであって、Y₄の現実の対応が結果的に適切さを欠いたことは否定できない。」

(b) 注意義務の不存在

「Aの介護体制はAの長男たるY₃が判断し決定していたものであって、Y₄の立場は、Y₃の決断の参考となるように情報提供と助言をしていたにとどまるし、実際の介護への参加についても、月2回ほどA宅を訪問してCらによる介護を補助する程度にとどまっていたものである。そうだとすれば、Y₄において、Bが自宅から独りで外出・徘徊して第三者の権利を侵害することのないような介護体制を整えておくべき不法行為法上の注意義務を負っていたということまではできない。そうすると、Y₄にAの他害行為を防止する義務を負わせる根拠は見当たらないというべきであるから、Y₄に民法709条により本件事故による原告の損害を賠償する責任を認めることはできない。」

(iii) Y₂およびY₅一般不法行為責任 = 否定

二女のY₂と次男のY₅については、すでに1③で述べたように、Aの介護についてY₃らと相談したことがないことから、仮に両者がAに対する877条1項の扶養義務を負っていたとしても、Y₂にAの他害行為を防止する義務を負わせる根拠はないとして、その責任を否定している。

(4) 過失相殺 = 否定

Y₁らは、X側についても、駅の係員が金銭も切符ももたないのに声をかけたり制止したりもせず漫然と改札内に進入させ、また容易に線路上に下りられる状態にしていたことなどを理由に過失があると主張した。しかし本判決は、次のように述べて、Xが上記のような対応するのは不可能を強いるものであるとして、その主張が全面的に否定された。

「そもそもAがどのようにして本件事故現場に至ったのかは本件全証拠によっても不明であるから、Y₁らの上記主張はその前提を欠くというべきであるし、Xに対し、線路上を常にXの職員が監視することや、人

認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方 —「JR東海列車事故第一審判決」がもたらすもの—
が線路に至ることができないような侵入防止措置をあまねく講じておくことなどを求めることは不可能を強いるもので相当でないというべきであるから、原告に注意義務違反を認めることはできない。」

四 JR東海列車事故第一審判決の法的問題点

1 諸論

以上で詳しく紹介したように、JR東海列車事故第一審判決では、 Y_3 について714条2項に基づく責任、また Y_1 について709条に基づく責任を肯定している。もっとも、その論理構成には、従来の学説等の展開からしても違和感あるいは疑問があるところも少なからず存在する。

そこで以下では、それらの違和感や疑問のある点について、判示内容を検証しながら検討していくことにしたい。

2 介護への関わり方と遺族の責任のあり方

(1) 介護の関わり方の軽重と遺族の責任の有無

JR東海列車事故第一審判決では、Aに対する介護の関わり方に応じて、遺族ごとに責任のあり方が異なっている。換言すれば、その関わり方が深ければ深いほど、その責任が加重されているといえる。

具体的にいえば、後の4で詳述するように、長男の Y_3 については、まず事実上の財産管理を行っていることをふまえて「事実上の成年後見」を行っているとしたうえで、3および4で詳述するように、介護の方針を自らが決定し、妻のCをAや Y_1 に同居させるなどしていることから、「事実上の監督者」であるとして、714条2項の責任を認めている。

また、 Y_1 については、「事実上の監督者」ではないとして714条2項の

責任を否定しつつ、見守り等を行うことによって徘徊等を避けさせるべきであったのにそれを怠ったという「徘徊回避義務」ともいうべき義務に違反したこと、また、最低限、実際の介護にあっていたCに通知することはできたのにそれを怠ったという「通知義務」に違反したことを理由として、709条の責任を認めている。

これに対して、Y₄は介護にかかわってきたものの介護体制の決定自体には関わらなかったとして、また、Y₂・Y₅の2名はそもそも介護自体に関わっていなかったとしてそれぞれ責任が否定されている。

もっとも、このように現実に介護に関われば関わるほど、法的に負うことになる責任が重大となるという取扱いが本当に正当であるといえるのであろうか。法的な根拠に基づいて就任した成年後見人等であれば、さまざまな義務や責任を負う代わりに、法律によって成年被後見人等を保護するための権利も与えられる。しかしながら、「事実上の成年後見人」や「事実上の監督者」では、法的に責任を負わされる可能性が高まるにもかかわらず、それらの者が介護等を行っている者を保護するための権限が十分には与えられないことになる。このようなアンバランスは、権利と義務の均衡が図られない点で、法的に見ても大きくバランスを失する対応であるように思われる。また、現実問題としても、在宅医療や介護に関われば関わるほど「事実上の成年後見人」や「事実上の監督者」として法的な責任のみを負わされる可能性が高まるということであれば、できるだけ介護には関わらないようにするという一種の「萎縮効果」が生まれるのではないかということも危惧されよう。

(2) Y₄の介護における役割の重大さと対応の不適切さを強調することに対する疑問

ところで、三二(3)(ii)で紹介したように、本判決では、Y₄のAに対する介護における役割の大きさとその対応が適切ではなかったことを指摘

しつつ、介護体制の決定自体を行っていなかったことを理由として責任が否定されている。

もっとも、この論理を徹底すると、もし Y_4 が介護の体制決定に積極的に関わっていたとすれば、責任が肯定される可能性もある。また、そもそも Y_4 の介護における役割が大きかったのは、たまたま介護専門職に就いていたことが大きく考慮されているからであるが、そうした職に就いていることをふまえて行った助言が介護の体制決定に大きな影響を与えているような場合には、 Y_3 とともに事実上の決定を行っていたとされる可能性もあろう。

もっとも、 Y_4 のように日常的に介護を行っていない家族が、たまたま介護専門職に就いて介護に積極的に関わろうとしていたという偶然的な事情によって責任の有無が左右されるような論理構成をとることは、その判断基準を曖昧にするばかりではなく、介護に介入することを避けようとする萎縮効果を生みかねないという観点からしても採用すべきではなかろう。

3 Y_3 の「事実上の監督者」責任

すでに2でも若干触れたように、JR東海列車事故第一審判決では、 Y_3 は「事実上の監督者」として714条2項が準用される形で責任が肯定されている。そこで、ここで採用されている論理構成がはたして正当なものであるといえるか否か、これまでの学説や裁判例の状況をもとにして検証することにしたい。

(1) 714条1項の「監督（義務）者」・2項の代理監督者

714条1項は、責任無能力者が712条または713条によって不法行為責任を負わない場合であっても、その法定義務者（「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」）が責任を負うと規定する。この法定義務者の責任

は、本人が責任をとれない場合の補充的なものと考えられている¹¹。

ここでいう法定義務者とは、未成年者であれば親権者(820条)・親権代行者(833条・867条)、後見人(857条)・児童福祉施設の長(児童福祉法47条)等、精神上の障害により責任能力を欠く者であれば、成年後見人(858条)等を指す。なお、精神障害者の「保護者」(精神保健福祉法[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律]20条)については、かつては法定義務者と説明されることが一般的であったが、1999年の同法改正で監督義務が削除されたことから、法定監督義務者として広範な義務を課すことには慎重な姿勢を示す見解が増えてきている¹²。

また2項は、「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者」(代理監督者)も責任を負うと規定する。ここでいう代理監督者とは、法定義務者との契約、法律上の規定または事務管理によって責任無能力者の監督を託され、または引き受けたものをいう¹³。

(2) 「事実上の監督者」責任をめぐる裁判例と学説

もともと、714条1項にいう法定義務者にも、または2項の代理監督者にもあたらないが、事実上、責任無能力者を監督している者、すなわち「事実上の監督者」にも714条の責任を認めるべきか否かということが議論されている。

そこで、この点に関する裁判例と学説を概観しておくこととしよう¹⁴。

¹¹ 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、1987年)149頁。

¹² 前田陽一『債権各論Ⅱ 不法行為法(第2版)』(弘文堂、2010年)143頁。窪田充見『不法行為法—民法を学ぶ』(有斐閣、2007年)176頁、潮見佳男『不法行為法Ⅰ(第2版)』(信山社、2009年)421~422頁。

¹³ 野澤正充『事務管理・不当利得・不法行為(セカンドステージ債権法Ⅲ)』(日本評論社、2011年)222頁。

¹⁴ 「事実上の監督者」責任に関する裁判例と学説を詳しく紹介・検討するものとして、飯塚和之『民事責任の諸相と司法判断』(尚学社、2012年)254~278頁。

(i) 裁判例の概要

戦後の裁判例をみると、精神上の障害のある成年者を事実上監督していた者の責任が問われたものが、筆者の探し得たかぎり本判決を含めて6件存在する¹⁵。このうち、責任を肯定したものが本判決を含めて3件、否定したものが3件である。以下、本判決を除く5つの判決についてその内容を簡単に確認しよう。

[肯定例]

① 高知地判昭和47年10月13日下民23巻9～12号551頁

〈事案〉

精神分裂病（現在の統合失調症）のため3回入退院を繰り返していた成年者が、男性を石で殴打して死亡させた。そこで、その男性の妻が、成年者（息子）の父親に対して保護者として監督すべき地位にあつたにもかかわらずそれを怠ったとして不法行為に基づく損害賠償請求をした（根拠条文は判決文中に明示されていないが、参照条文として713条・714条・旧精神衛生法22条が掲記されている）。

〈判旨〉

判決は、まず、成人になってからも扶養していた事実をふまえて、父親が息子を「監督すべき法定の義務者と同一視すべき地位」にあつ

¹⁵ 戦前の大審院判例には、精神病を患っているが、禁治産や準禁治産の宣告を受けていない成年者に襲われて傷害を受けた女性から、その成年者の母親に対してなされた714条に基づく損害賠償請求を認容したものがあつた（大判昭和8年2月21日新聞3529号12頁）。もっともこの判決では、母親が「事実上の監督者」であるか否かではなく、714条にいう監督義務者にあたるか否かが争点となつた。具体的には、母親が民法旧877条（独立の生計を立てない子は、その家にある間は父〔父がいない、あるいは親権を行使できないときは母〕の親権に服する旨の規定）により親権を行う者であり、かつ、旧精神病患者監護法1条（4親等以内の親族が精神病患者の監護義務を負う旨の規定）による監督義務者であることから、714条にいう監督義務者にあつたと判示されている。なお、免責の抗弁については、そもそも争点とされていない。

たとする。

そのうえで、息子が「社会的寛解の状態で退院し、いつまた発病するかも知れない危険を包蔵し、一旦発病した場合には、あるいは凶暴な行為に出るおそれがあるということは、病気の性質、従来の発病の経過に照らし容易に予測することができ」たという。また、外出したまま帰宅しなかった息子について、その友人に聞き合わせたり、警察に連絡をしたりするにとどまらず、「当然、発病のおそれがあること、および、その際凶暴になるおそれがあることにも思慮をめぐらせ、これを前提とする警察への依頼、自ら捜索に当ることなど、さらに積極的に出て、無残な結果の発生を未然に防止することにつとめるべきであつた」として、監督義務を怠っていなかったという父親の主張を否定した。

② 福岡地判昭和57年3月12日判時1061号85頁

〈事案〉

精神分裂病と診断され入退院を繰り返していた成年の息子が、他人の自宅に侵入して住人を殺害した。殺害された者の両親は、息子を引き取っていた父親(75歳)が「事実上の監督者」として714条2項に基づく責任、または709条に基づく一般不法行為責任を負うとして損害賠償請求をした(国・県・町が損害の発生を予防すべき義務を怠ったとして国家賠償法上の責任も追及されているが〔いずれも否定〕、ここでは省略する)。

〈判旨〉

判決は、まず息子が旧精神衛生法(現在の精神保健福祉法)3条という「精神病患者」にあたるとしたうえで、そのような者に対する「事実上の監督者」が714条2項による責任を負うことに関する一般論を展開する。

「責任無能力者を事実上世話している者が、選任手続を経ていない等形式的要件を欠くため法定の監督義務者に該当しない場合、民法第714条の規定の適用が全面的に排斥されるとすれば、同法第709条の成否のみを問題とせざるを得ない関係上、誠実に右選任手続を履践した者が、これを不当に怠つた者よりも過失及び因果関係の存否について重い立証責任を課されるという不公平が生じることになるから、正義公平の理念に照らし、社会通念上法定の監督義務者と同視し得る程度の実質を備え、従つて、もし右選任手続が履践されれば当然本法（旧精神衛生法——筆者注）第20条第2項第4号の保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者は、民法第714条第2項より、責任無能力者の代理監督者として、同法第一項の法定監督義務者と同一の責任を負うものと解するのが相当である。」

そのうえで、次の2つの理由から、父親側の免責の抗弁も否定した。

- 1) 息子が「生来短気で激情し易い性格であり、再入院前には精神分裂病のため友人の首を絞めたり、父親に対し大声で反抗したりする等粗暴な症状を示し、軽快した状態で再退院したものの、再発の危険を包蔵していたこと」から、再退院後発病して凶暴な行為に出るおそれがあるのは容易に予測できたこと
- 2) 息子が常軌を逸した行動を示した時点で入院させるか、保護措置の発動を求めれば、事件の発生は未然に防止できたし、父親の年齢や健康状態を考慮してもそれが十分に可能で期待できたこと

[否定例]

③ 最判昭和58年2月24日判時1076号58頁

〈事案〉

精神障害者の息子（37歳）が、突然大声をあげて通行人の女性に襲

いかかり殴る蹴るの暴行を加えて傷害を負わせた。そこで、被害者が、息子の両親は「事実上の監督者」にあたるとして損害賠償の請求をした。原審（判例集未掲載）が、被害者の請求を斥けたので、被害者が上告した。

〈判旨〉

最高裁は、今回の傷害事件が発生するまで息子が他人に暴行を加えたことはなく、その行動にさし迫った危険があったわけではないこと、また、両親は、事件発生前には警察や保健所に相談に行っており、旧「精神衛生法上の保護義務者になるべくしてこれを避けて選任を免れたものともいえない」として責任を否定した。

④ 東京地判昭和61年9月10日判時1242号63頁

〈事案〉

精神分裂病に罹患していた（ただし、医師の診断を受けたことはなかった）アパートの賃貸人の長男（25歳）が、自分が馬鹿にされているという妄想を抱いて賃借人（26歳）の居室に進入し、同人を殺害した。そこで、被害者の両親が、長男の両親は旧精神衛生法上の保護義務者にあたるとして、損害賠償を請求した（このほか、アパートを仲介した宅地建物取引業者に対して説明義務違反に基づく損害賠償責任を追及しているが〔否定〕、ここでは省略する）。

〈判旨〉

判決は、まず長男の両親が旧精神衛生法上の保護義務者であることは否定したうえで、一般論として事実上保護監督すべき地位にある者が社会的に見て保護義務者に準ずる者として714条2項の責任を負う可能性があること自体は肯定する。ただし、その判断にあたっては、旧精神衛生法の趣旨からすれば、扶養義務者であることから直ちに右監督義務が認められるのではなく、〔1〕少なくとも両親が、長男が精神

分裂病に罹患していることを知りながら、病院に入院させる等の適切な措置をとらず放置したという事情、あるいは〔2〕右罹患の事実及び長男の行動に本件犯行を犯すようなさし迫った危険があることをきわめて容易に認識しえたという事情が存することが必要であるとする。

判決では、長男の「日常生活は、自閉的であったが特に著しく異常と言えるようなものではなく、自閉的な生活態度も本件犯行直前においてはかなり改善されていた」ことなどから、両親は長男が「精神分裂病に罹患していることを認識しておらず、また右罹患の事実及び同人の行動にさし迫った危険があることを容易に認識しえたという事情はない」として、「事実上の監督者」として責任を問うことはできないとした。

⑤ 名古屋地判平成23年2月8日判時2109号93頁

〈事案〉

スーパーのレジでおつりを取り忘れた自閉症の女性（33歳）が、それを知らせようと背後から声をかけて肩に手をかけようとした高齢の女性（78歳）の両肩付近を押して突き飛ばし、上腕骨・大腿骨骨折の傷害を負わせた。そこで、高齢の女性（その後死亡）の夫と子らが自閉症の女性に対して不法行為に基づく損害賠償請求をしたところ、責任能力がないことを理由として棄却する判決が確定した。そこで、夫と子らは、自閉症の女性の両親が監督義務者に準ずる者であって714条2項の責任を負うとして損害賠償を請求した。

〈判旨〉

判決は、まず714条の趣旨をふまえて、「事実上の監督者であったことのみで、直ちに民法714条の重い責任を負わせるのは妥当ではなく」、自閉症の女性の状況が「他人に害を与える危険性があること等のため」、同女を「保護監督すべき具体的必要性があった場合に限り、責任無能

力者の監督義務者に準じて、民法714条の責任を負う」と述べる。もっとも、同女は一人で作業所に通ったり、買い物をしたりすることはできること、ときおり人を突くという行動をすることはあるが「無関係の第三者に対して粗暴な言動をとったことなどは一度もなかった」。また、聴力がほとんどないが今回の事故は背後から手をかけられて反射的に突いたもので、自分が突いたために高齢の女性が倒れたことを理解できなかった可能性が高く、「粗暴な言動の現れといえる行為ではない」。したがって、両親には、外出の際に付添をする等して、同女を保護監督すべき具体的必要性があったとはいえないとして、監督義務者に準じて714条1項ないし2項の責任を請求することはできないと判示した。

(ii) 裁判例の分析

本判決を除く肯定例の2件と否定例の3件をみると、その判断を分ける大きな要素となっているのは、裁判例①・②は本人が粗暴な行動をとる状態もあることを「事実上の監督者」が十分認識しているのに対し、裁判例③・④・⑤ではそれを認識していないという点である¹⁶。

また、判決の事案は、いずれも生命・身体が侵害されたものである。その意味では、財産的損害の賠償が問題となったJR東海列車事故第一審判決とは、その対象が大きく異なっている。

さらに、裁判例③のように、仮にそのような危険を認識しつつあったとしても、警察や保健所に相談に行くなどして危険の発生を避ける努力をしているか否かも考慮されている。この裁判例とは異なり事実上の監督者としての責任を認めた裁判例②についても、事案を詳しくみれば、

¹⁶ 同様の指摘をするものとして、平野裕之『民法総合6 不法行為法（第3版）』（信山社、2013年）227～228頁。

父親は病院と相談し、往診等をしてもらったこともあり、また、事件当時は骨折をして治療を受けていた関係で同居はしていたものの息子の世話をするのが難しい状況であった。そのことを考慮すれば、それでもなお責任を負わせるべきか否かという点については慎重な判断が必要だったように思われる¹⁷。

(iii) 学説

学説をみると、714条1項の監督義務者にあたらな場合であってもその趣旨を類推して該当すべきだと解されるものも含むべきであるという見解もあるが¹⁸、「事実上の監督者」については、きわめて例外的な場面を除いて認めるべきではないという立場が一般的である。

例えば、吉村良一教授は、「精神障害者の近親者は一種の被害者であることを考えると、この種の者に本条の責任を負わせることには慎重たるべき」であり、また、「責任が認められるのは、保護義務者としての選任手続は欠いているが、『社会通念上法定の監督義務者と同視しうる程度の実質を備え』ている場合……に限られる」という¹⁹。

また、そもそも714条にいう法定の監督義務者にあたる場合であっても、ただちに責任を負うわけではないという見解もある。例えば、潮見佳男教授は、①714条が責任無能力者の身上監護をしている家族に責任を

¹⁷ 同判決は、事件前に息子が奇声を発しながらブロック塀の上を両手で平衡を保ちながら歩行するという異常行動を示していたのに、父親がゲートボールに興じて特に注意をしなかったことを指摘したうえで、常軌を逸した行動をとった時点で入院の措置をとるか、あるいは保護措置の発動を求めるべきであったのにそれをとらなかったことを非難する。また、事故時には、父親が自らの骨折治療をする温泉療法のため出かけていたことも指摘する。しかしながら、前者の息子の行動については特に他人に危害を加えるものではなく、後者の温泉療法については自らの身体の治療のために必要な行為であるから、それが被害の発生に直接つながる因果関係のある行動といえるか否かについては、なお慎重な考慮が必要であったように思われる。

¹⁸ 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992年）219頁。

¹⁹ 吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣、2010年）200頁。

負わせるものであり、また、②危険責任(責任無能力者という「人的危険源」の継続的「管理者」の責任)を負わせるものであるという立法趣旨を考慮すると、714条の責任を負うのは監督を行う実質的な地位がある場合に限られるという。そのうえで、後述するように、本人の保護や支援を前提とした現在の成年後見制度や精神保健福祉制度の展開を前提とすると、「①を強調することによる714条の適用範囲の拡大には慎重であることが必要である」とする²⁰。

このほか、前田陽一教授も、「事実上の監督者」や「法定の監督義務者に準じる者」について714条の責任が問題となることを指摘したうえで、特に精神障がい者については、(i)で述べた「精神保健福祉法改正とのバランスからも、714条の適用はもちろん、709条の適用にも慎重になるべきである」と指摘する²¹。

(iv) JR東海列車事故第一審判決の立場に対する疑問

JR東海列車事故第一審判決は、学説の大勢とは異なり、裁判例①と同様に、Y₃が「社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と同視しうるAの事実上の監督者」とであると認定した。

もっとも、すでに(iii)で述べたように、成年後見や精神保健福祉に関する考え方が大きく変わってきていることを考慮すれば、できるだけ本人の意思決定を尊重するようにすべきであり、成年後見人や保護者はそれを支援する者として位置づけるべきであろう。そうであるならば、特に法的な手続を経ていないY₃をAの「事実上の監督者」と安易に捉えるべきではない。さらに進んでいえば、法的な手続を経ていない「事実上

²⁰ 潮見・前掲注12) 420～424頁(引用は424頁)。

²¹ 前田・前掲注12) 144頁。なお、「事実上の監督者」は714条ではなく709条の責任を負うるとしたうえで、そのような場面を加害者である精神障がい者の同居の親族が現実には監督が可能なときに限定する見解として、飯塚・前掲注14) 271～273頁。

の監督者」に法的な責任を負わせること自体には、2(1)で述べた観点もふまえて慎重な態度をとるべきである。また、本判決の事案が財産上の損害にとどまり、人間の生命・身体にかかわる重大な損害ではないことをふまえると、なお一層慎重な対応が必要であろう。

(v) Y₃の免責可能性——監督義務違反の有無

(a) 監督義務違反の立証責任をめぐる見解

ところで、仮に「事実上の監督者」として責任が認められる可能性がある場合であっても、714条1項ただし書にいう「監督義務者とその義務を怠らなかった」こと、または「その義務を怠らなくても損害が生ずべきであった」ことを監督義務者側が立証すれば、免責されることになる。

この監督義務違反の立証責任の程度については、学説では、大きく2つの類型に分ける立場が一般的である。例えば、吉村教授は、まず監督義務の及ぶ範囲について、①未成年者の親権者のように被監督者の全生活領域について監督義務を負う者（「身上監護型」）と、②学校の教員や保育所の保育士のように被監督者の生活領域のある局面でのみ義務を負う者（「特定生活監護型」）の2つに分かれるとする。そのうえで、①「身上監護型」では、監督者が生活関係全般について監督義務を怠らなかったことを立証しないと免責されないが、②「特定生活監護型」では、具体的な危険行為に対する監督義務が主として問題となるので、義務違反を否定して免責が認められる範囲が広がるという²²。また、潮見教授は、監督上の義務の意味を包括的な監護義務と捉えたときには、監護義務者が義務を尽くしたことの立証を尽くしたことの立証に成功するのはきわめて困難であるとする。その一方で、未成年者の監督義務者と異なり、一般的には監督義務者自身が精神障がいについての知識が乏しいこ

²² 吉村・前掲注18) 196～198頁。同旨のものとして、前田・前掲注12)142頁。

とから、精神障がい者の行動に若干の異常が現れてもそれを発見し病状の悪化を察知することが困難であることを理由として、精神障がい者の監督義務者については免責立証の余地を実質的に残しておくべきであると説く²³。

(b) 「事実上の監督者」による監督義務違反の判断要素

J R 東海列車事故第一審判決では、①事故に関する予見可能性と②介護体制の強化可能性が考慮された結果、免責は否定された。

もっとも、その内容を詳細にみると、いくつかの疑問がある。

まず、①事故の予見可能性について、本判決は具体的な事件の予見可能性は必要ないと判示する。たしかに予見可能性というのは一般人を基準にしたものではあるが、はたして徘徊により事故を起こす可能性があることを抽象的に予見しているだけで足りるといえるのであろうか。(a)で述べた潮見教授の見解を例にとれば、本判決の事案のように認知症の患者が具体的にどのような危険行為をするか予測することは困難であるし、また、一般的にみても徘徊をしたことによって、例えば列車事故のような形での大きな被害が発生することは通常想定されないところであろう。

次に、②介護態勢強化の可能性について、本判決では玄関にセンサーを設置するなど結果回避の努力をしているだけでは足りず、実際に介護職として働いているY₄の役割を増やす、あるいは訪問介護の回数を増やすというような対応を求めている。

この点は次の(3)で述べるように、介護の担い手の数が不足している現

²³ 潮見・前掲注12) 418頁。なお、潮見教授の理由づけは、山田知司「精神障害者の第三者に対する殺傷行為」山口和男編『現代民事裁判の課題(7) 損害賠償』(新日本法規、1989年) 486頁に依拠している。

状では、現実問題としてもかなりの困難が予想される。仮に可能だとしても、はたしてそのことによって本当に事故発生の危険性を回避できるのか否かも疑問である。本判決の事案で実際に介護にあたっているCであっても、Aが排尿したダンボールの片付けなどを含めて、実際には洗濯や炊事など介護にかかわる作業を行う時間を相当程度必要とするはずであり、四六時中Aの行動を監視することは不可能である。もしそれを行うとすれば、同時間帯に複数名の監督者がいて交代で監視をすることになるが、介護保険制度の現状等をふまえれば、在宅医療・介護の現場において複数の監督者を用意することは現実的であるとは思われない。

さらにいえば、仮に四六時中Aを監視しなければならないとすれば、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションという新しい理念をもつ成年後見制度（後述の4参照）や、本人の福祉・生活支援を目的とする精神保健福祉制度（前述の(iii)参照）のあり方とも真っ向から反することになる。

(3) 「監督（介護）体制構築義務」論に対する疑問

JR東海列車事故第一審判決では、「事実上の監督者」であるY₃が、上の(2)(v)で述べたように免責を主張したところ、Aの他害行為については予見したうえで、かつ、Aの介護・監督にあたる体制を十分に整えていなかったことを理由にしてそれを認めなかった。これはいわばY₃に対して「監督（介護）体制構築義務」を課していると評価することも可能であろう。そのうえで、本判決では、多額の相続をしたことから経済的にも介護体制の構築は可能であり、「介護保険福祉士として登録されていたY₄にA宅を訪問する頻度を増やすよう依頼したり、民間のホームヘルパーを依頼したりするなど、Aを在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にとることも考えられた」と判示されている。

もっとも、経済的に余裕があれば、在宅介護であっても四六時中介護

サービスを受けることができるかといえばそうではない。実際に、厚生労働省の「社会保障審議会介護保険部会」で示された資料では、介護保険制度が導入された2000（平成12）年に55万人であった介護職員の数は、2012（平成24）年の段階で推計149万人と倍以上になっているが、2025年までにはさらに1.5倍以上の数が必要とされている。しかしながら、介護は「夜勤が多く仕事がきつい」などのイメージもあり、なかなかそれにあたる人材の確保が難しい。とりわけ、都市部については、介護職員の求人数を求職数で割った「有効求人倍率」が高くなる傾向がある。例えば、本判決の舞台となった愛知県では、2013年6月段階における全職種の有効求人倍率が1倍を少し超えるくらいであるのに対して、介護職員の有効求人倍率は3倍と、全国でみるとトップの数値となっている。いわば、介護の需要に対して、介護職員の数が少ないのが現実である²⁴。

このように考えれば、実際には、施設に入らず在宅で介護がなされる場合には、一日のうち一定の時間についてホームヘルパー等の訪問を受け、また、一定の時間施設に通所することができたとしても、Y₃がAの行動を絶えず監視する体制を構築することは相当困難であるといえよう。

(4) 法的構成への疑問

ところで、J R東海列車事故第一審判決では、「事実上の監督者」であるY₃は、714条2項（代理監督者責任）を準用して責任を負うと判示されている。すでに述べたように、他の裁判例や学説でも、そのような考え方をとるものが多い。たしかに、これもすでに述べたように、代理監

²⁴ 第47回社会保障審議会介護保険部会（2013年9月4日開催）において席上配付された資料3を参照。本資料は、厚生労働省のホームページで閲覧可能である（アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000021718.pdf>〔2014年3月1日現在〕）。

認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方 —「JR東海列車事故第一審判決」がもたらすもの—

督者とは、法定義務者との契約のみならず、法律上の規定または事務管理によって監督を引き受けた者をいうので、「事実上の監督者」についても一種の事務管理として引き受けたと考えることは可能であろう。

もっとも、714条2項はあくまで代理監督者について規定するものであって、本来は、正規の監督者が存在することが前提となっているものともいえる。その意味でも、そもそも正規の監督者と同一視する形で考えられている「事実上の監督者」を一種の「代理監督者」として位置づけることには、違和感があるといえよう。

4 Y₃による「事実上の成年後見」

さらにJR東海列車事故第一審判決では、同様に「事実上の監督者」責任を認めた裁判例①の判旨を超えて、Y₃が「事実上の成年後見」を行っていたことまで強調している。

もっとも、Aの介護という行為が事実上の「成年後見」とまで評価することができるか否かは疑問である。

そもそも1999年の民法改正で導入された成年後見制度は、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションという新しい理念と本人保護の理念との調和を図ることを目的として作られたものである²⁵。成年後見制度が、家庭裁判所が後見開始等の審判を行うことは、裁判所がその手続に関与することによって、本人の身上監護や財産管理を行う成年後見人等が本人の不利益になる行為を防止し、本人保護を図るという意味合いが大きい。ところが、本判決の立場を前提とすると、裁判所が関与をしない形で「事実上の成年後見」をすることを結果として認めてしまうことになる。

²⁵ 新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見制度——法の理論と実務』（有斐閣、2006年）26頁。

また、「事実上の成年後見」という場合に、どの程度まで本人のために行動していればそういえるのか、判断基準がきわめて不明確である。本判決の事案では、Y₃がたまたま「家族会議」まで開催し、妻のCと同居してまで親の面倒をみさせたことが、事実上の「成年後見」の判断に相当程度影響しているように見受けられる。そうなると、熱心に介護をすればするほど、「事実上の成年後見」とされることになる。しかし、すでに2(1)でふれたところでもあるが、法律に規定に基づいて付された成年後見人等は、成年被後見人や第三者に対する義務を負う代わりに、財産管理等の一定の権限が付与されるのに対して、「事実上の成年後見人」には、あくまで事実上であるためそのような権限は付与されることはない。そのため、「事実上の成年後見人」は、本来、成年後見人が果たすべき役割を果たすことができないにもかかわらず、重い義務を一方的に負うことになる。

また、本判決では、2回にわたって開催された「家族会議」が、Y₃による介護方針の決定の場として位置づけられている。昭和22年民法改正前には、親族の身分上・財産上の問題を親族の協議によって決める会議機関である「親族会」が存在したが²⁶、本判決でいうところの「家族会議」は、まさにこの「親族会」的な役割を担うものとして捉えられているようにも見える。もっとも、「親族会」自体は戦後その制度自体が廃止されているし、そもそも家族が集まって介護の方針を決定することが、通常会議と称されるものと同様に何らかの決定を行う機関であるかのように捉えることは必ずしも実態を反映していないように思われる。

²⁶ もっとも、当初は親族的な自治のための会議機関として位置づけられていた「親族会」は、実際には戸主権の代理行使や家督相続人の選定等、主として「家」の維持発展の機関として存在し、そのように機能したという指摘もなされている。この点を含めて、昭和22年民法改正前の「親族会」については、青山道夫=有地亨編『新版注釈民法② 親族(1)』(有斐閣、1989年)99頁。

以上の点から、本判決が Y_3 に行為を「事実上の成年後見」とした点にも、「家族会議」における Y_3 の行為が必要以上に強調されている点にも大きな疑問が残る。

5 Y_1 の「通知義務」違反

次に、 Y_1 については、監督体制の構築まではしていないものの、実際に介護にあっていた者としてAの行動に関する「徘徊防止義務」または「通知義務」を負うにもかかわらず、それを怠ったとしてその責任が認められている。ここでは、 Y_1 自身が要介護1に認定されているにもかかわらず、現実には徘徊を防止することは無理でも、実際に介護にあっていたCに通知することは可能であるという理解が前提となっている。ここでは、本来は、Cの行動可能性を制約する要素である「要介護1」の判定が、逆に要介護1にとどまるのであれば、通知くらいはできるのではないかという形で、 Y_1 の違法性の判断要素とされているともいえる。

たしかに「要介護1」は、単独での生活は可能であるが、身の回りの世話や複雑な動作、移動の動作に見守りや手助けが必要であり、また、問題行動や理解低下が見られるレベルであるとされている²⁷。そうだとすれば、そもそも事故発生の可能性まで予見し行動することは難しいであろうし、まどろみもせずAの行動を絶え間なく監視して、Cに迅速に通知をすることが実際に可能であると断じることはできず、むしろ状況によっては通知自体が困難である（したがって通知義務自体も発生しない）と考えるのが自然であろう。

²⁷ 例えば、静岡市の公表している「要介護度別の状態区分」を参照。本資料は、静岡市のホームページで閲覧可能である（アドレス：<http://www.city.shizuoka.jp/000055497.pdf> [2014年3月1日現在]）。

6 過失相殺

J R東海列車事故第一審判決では、すでに述べたように、「Xに対し、線路上を常にXの職員が監視することや、人が線路に至ることができないような侵入防止措置をあまねく講じておくことなどを求めることは不可能を強いるもので相当でない」として、X自体の過失の存在は完全に否定されている。

しかしながら、本判決は、Y₃にはAの行動について目を離さずに監督する体制を構築すること、また、Y₁には数分であっても目を離さずにAの行動を監視することを義務づけるという、ある意味で「不可能を強いる」、少なくとも相当の困難を強いる対応を求めている。それにもかかわらず、具体的な検討を一切しないままに、Xが人の侵入を監視する、あるいはその防止措置をとることは「不可能を強いる」と断じているのは、当事者双方のバランスを著しく逸するものであり、公平の見地から加害者－被害者間の適正な損害分担を図るという過失相殺の制度趣旨²⁸からしても、疑問が残るところである。仮にY₃やY₁の不法行為責任を肯定するのであれば、Y₁らも主張しているように、Xについても、Aが駅から線路に侵入したにもかかわらず、漫然とそれを見過ごしたことについて過失がなかったか否か、より詳細に検討すべきであろう。

²⁸ 加藤雅信『新民法大系V 事務管理・不当利得・不法行為(第2版)』(有斐閣、2005年)309頁。

五 むすびにかえて

1 JR東海列車事故第一審判決に対する疑問——まとめ

以上で検討してきたように、JR東海列車事故第一審判決については、法的あるいは実際にみていくつかの疑問がある。以下では、この疑問につき、要点のみまとめておくことにしたい。

- ①本判決では、介護を中心に担っていたY₃、さらに同居していた妻Y₁という介護に深くかかわっている者ほど、Aの行為についての責任が問われている。(四2(1)参照)
- ②「事実上の成年後見人」や「事実上の監督者」では、法的に責任を負わされる可能性が高まるにもかかわらず、それらの者が介護等を行っている者を保護するための権限が十分には与えられていないというアンバランスが存在する。また、在宅医療や介護にかかわればかかわるほど「事実上の成年後見人」や「事実上の監督者」として法的な責任のみを負わされる可能性が高まるということであれば、できるだけ介護にはかかわらないようにするという一種の「萎縮効果」が生まれるのではないかということが危惧される。(四2(1)参照)
- ③本判決は、Y₃をAの「事実上の監督者」とであると認定した。もっとも、成年後見や精神保健福祉に関する考え方が大きく変わってきていることを考慮すれば、できるだけ本人の意思決定を尊重するようになるべきであり、成年後見人や保護者はそれを支援する者として位置づけるべきであろう。そうであるならば、特に法的な手続を経ていないY₃をAの「事実上の監督者」と安易に捉えるべきではない。また、上の②で述べた点もふまえて、「事実上の監督者」に責任を負わせること自体に慎重な態度をとるべきである。また、本判決の事案が財産上の損

害にとどまり、人間の生命・身体にかかわる重大な損害ではないことをふまえると、なお一層慎重な対応が必要である(四三(2)(iv)参照)

④本判決では、Y₃が「事実上の監督者」にあたるとしたうえで、その免責の要件が厳格に捉えられている。もっとも、そのうち、「介護態勢強化の可能性」については、実際に介護職として働いているY₄の役割を増やす、あるいは訪問介護の回数を増やすというような対応を求めている。しかしながら、介護の担い手の数が不足している現状では、これらの対応は現実問題としてもかなり困難である。また、「事実上の監督者」が、四六時中Aの行動を監視することも不可能である。そのようなことは自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションという新しい理念をもつ成年後見制度や、二四で触れたように本人の福祉・生活支援を目的とする精神保健福祉制度のあり方にも反する。(四二(2)を参照)

⑤本判決は、Y₃に「監督(介護)体制構築義務」を課している。しかし、施設に入らず在宅で介護がなされる場合には、一日のうち一定の時間についてホームヘルパー等の訪問を受け、また、一定の時間施設に通所することができたとしても、Y₃がAの行動を絶えず監視する体制を構築することは相当困難である。(四三(3)を参照)

⑥本判決の立場を前提とすると、裁判所が関与をしない形で「事実上の成年後見」をすることを結果として認めてしまうことになる。しかしながら、「事実上の成年後見人」は、法律上の成年後見人が有する権利が与えられないため、成年後見人としての活動が制約される反面、事実上の成年被後見人の行為についての責任のみを負わされる可能性がある。(四四を参照)

⑦本判決は、Y₁に対して、Aに徘徊させないようにする「徘徊防止義務」ともいべき義務を課したうえで、Aの行動について介護にあたるCへの通知を行う義務の双方を課している。もっとも実際には、要

介護1のY₁がCに対して迅速に通知をすること、さらにいえばそもそも通知すること自体がきわめて困難である。(四5を参照)

- ⑧本判決は、Y₃にはAの行動について目を離さずに監督する体制を構築すること、また、Y₁には数分であっても目を離さずにAの行動を監視することを義務づけるという、ある意味で「不可能を強いる」、少なくとも相当の困難を強いる対応を求めている。それにもかかわらず、具体的な検討を一切しないままに、Xが人の侵入を監視する、あるいはその防止措置をとることは「不可能を強いる」と断じているのは、当事者双方のバランスを著しく逸するものであり、公平の見地から加害者—被害者間の適正な損害分担を図るという過失相殺の制度趣旨からしても、疑問が残る。(四6を参照)

2 現実社会との大きな「溝」の広がり——「24時間見守りなんて無理」

1でまとめたように、JR東海列車事故第一審判決には、その論理構成と最終的な帰結に対して大きな疑問がある。率直に言えば、判決を微細に検討すると、「結論先にありき」とも受け取られかねない、やや強引な論理構成が採用されている部分が散見される。

それでは、裁判所は、なぜそのような対応をしたのであろうか。ここは完全な推測の域を出ないが、Aの遺産が金融資産だけで5,000万円を超えるものであったのに対して、Xの主張する損害額が720万円とその約7分の1であることが大きく影響したように思われる。筆者が、本判決に関心をもつ弁護士とその内容について検討していたところ、その弁護士からは「素朴な実務感覚としては、金銭的なバランスをとっているようにも見える」という指摘があったことも付言しておきたい。

もっとも、Xとしても、Y₁らと裁判で争ったこと自体は必ずしも本意ではないのかもしれない。実際に、2007年8月の事故発生から9カ月

近く後の2008年5月に損害について話し合いたいという趣旨の手紙を出したが、その後、不法行為に基づく損害賠償請求権が消滅時効にかかる時期である2010年になってようやく訴訟が提起されている。このような形で訴訟に至る前に、双方の協議が進められていたように思われる。さらに対話をより一層深めることによって、問題解決の糸口はつかむことはできなかったのであろうか。この点は非常に残念である²⁹。

いずれにしても、このJR東海列車事故第一審判決が、認知症の高齢者の介護を行う家族等に与えたであろう影響はかなり大きい。例えば、**二1**で紹介した新聞報道によれば、東部鉄道の事故で妻を亡くした夫は、本判決の内容を聞いたうえで次のようなコメントを寄せている。

「鍵をかけて柱にでも縛ってないと、24時間ずっと（の見守り）なんて無理。でも縛るのは虐待だ。判決通りだと買い物一つできなくなる。介護する人は一体どうすればいいのか」。

この非常に重い言葉を胸にしながら、本判決の妥当性を改めて検証したうえで、認知症高齢者による列車事故にとどまらず、介護や成年後見のあり方についても今一度再検討すべきであるし、まさにそれこそが本判決が世に出たことでわれわれに求められていることであろう。

【付記】

本稿は、2014年3月2日に岐阜県土岐市で開催された「平成25年度成年後見・日常生活自立支援事業シンポジウム『JR東海の列車事故判決がもたらすもの——介護者の支援を考える』」において筆者が行った講演の原稿を、当日の質疑応答をふまえて大幅に加筆修正したものである。当日の講演に際して諸準備をして下さった特定非営利活動法人東濃後見

²⁹ 紛争における法的対話の重要性を説く見解として、大澤恒夫『法的対話論——「法と対話の専門家」をめざして』（信山社、2004年）。

認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方 —「JR東海列車事故第一審判決」がもたらすもの—

センターのみなさま、当日貴重なご意見をいただいたシンポジストのみなさま、会場の内外で質問をお寄せ下さったみなさま、また、仲介の労をおとりいただいた熊田均弁護士（日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員長）に、この場を借りて厚く御礼申し上げる次第である。

なお、本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究(B)プロジェクト「介護と在宅医療における倫理的・法的問題の検討」（課題番号24320005／代表：松田純・静岡大学人文社会科学部教授〔研究分担者：宮下修一ほか〕）の研究成果の一部である。